



鹿労発基 0702 第 1 号
令和 3 年 7 月 2 日

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 山本 晃正 殿

鹿児島労働局長
三輪 宗文 

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、鹿児島県最低賃金（昭和 55 年鹿児島労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関して、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

鹿児島労働基準局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第16条の3の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和54年鹿児島労働基準局最低賃金公示第4号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第17条第1項の規定により公示する。

昭和55年9月16日

鹿児島労働基準局長 五味巨摩雄

鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域 鹿児島県の区域
- 2 適用する労働者 前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者 前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額 1日2,541円（賃金の大部分が時間によって定められている者については、1時間318円）
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

（昭和55年9月16日（火） 官報 第16097号より抜粋）

参 考

最低賃金の改正決定に関する公示

鹿児島労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第1377号）第16条の3の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和55年鹿児島労働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第17条第1項の規定により公示する。

平成14年8月30日

鹿児島労働局長 荒川 輝雄

第4号中「1日4,830円（賃金の大部分が時間によって定められている者については、1時間604円）」を「1時間605円」に改める。

附 則

この決定は、平成14年10月1日から効力を生ずる。